

平成 16・02・20 原第 3 号

平成 1 6 年 2 月 2 7 日

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 3 7 年通商産業省令第 8 5 号）第 2 項の規定に基づく基準（平成 14・03・13 商第 6 号（制定）、平成 15・03・19 原第 19 号（一部改正））の一部を次のように改正し、平成 1 6 年 8 月 2 7 日から適用する。なお、この基準の適用の際、現に改正前の基準により製造又は輸入している電気用品は、この基準の適用後 3 年間は、なお従前の例によることができる。

経済産業大臣 中川 昭一

- 1 表 1 中 J60320-1(H14)及び J60320-2-1(H14)の項を次のように改め、別紙 25 及び別紙 26 を別添のように改める。

J60320-1(H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル パート1:一般要求事項	別紙25	IEC 60320-1(1994),Amd.No.1(1995),Amd.No.2(1996)に対応
J60320-2-1(H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル パート2:ミシン用ケーブル	別紙26	IEC 60320-2-1(2000) に対応

- 2 表 1 中 J60320-2-1(H14)の項の次に次の二項を加える。

J60320-2-3(H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル パート2:IP X 1以上の保護度合を有する機器用ケーブル	別紙26の2	IEC 60320-2-3(1998)に対応
J60320-2-J1(H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル パート2:電熱機器用ケーブル	別紙26の3	

- 3 表 1 中 J60335-2-40(H14)の項を次のように改め、別紙 62 を別添のように改める。

J60335-2-40(H16)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2:エアコンの個別要求事項	別紙62	IEC 60335-2-40(1995),Amd.No.1(2000)に対応
------------------	--	------	--

- 4 表 1 中 J60669-2-3(H14)の項を次のように改め、別紙 133 を別添のように改める。

J60669-2-3(H16)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ パート2:遅延スイッチ(T.D.S.)の個別要求事項	別紙133	IEC 60669-2-3(1997)に対応
-----------------	---	-------	------------------------

- 5 表 1 中「J60950(H14)」を「J60950(H16)」に改め、別紙 163 を別添のように改める。

- 6 表 1 中 J61058-1(H14)の項を次のように改め、別紙 182 を別添のように改める。

J61058-1(H16)	機器用スイッチ パート1:一般要求事項	別紙182	IEC 61058(2000),Amd.No.1(2001)に対応
---------------	------------------------	-------	-----------------------------------

7 表1中 J61058-2-1(H14)の項の次に次の一項を加える。

J61058-2-4(H16)	機器用スイッチ パート2:独立型固定スイッチに適用される個別要求事項	別紙183の2	IEC 61058-2-4(1995)に対応
-----------------	---------------------------------------	---------	------------------------

8 表1中 J61347-1(H15)の項の次に次の三項を加える。

J61347-2-3(H16)	ランプ制御装置 - 第2 - 3部:蛍光灯用交流入力電子安定器の個別要求事項	別紙188の2の2	IEC 61347-2-3(2000)に対応
J61347-2-8(H16)	ランプ制御装置 - 第2 - 8部:蛍光灯用安定器の個別要求事項	別紙188の2の3	IEC 61347-2-8(2000)に対応
J61347-2-9(H16)	ランプ制御装置 - 第2 - 9部:放電灯用安定器(蛍光灯用安定器を除く)の個別要求事項	別紙188の2の4	IEC 61347-2-9(2000)に対応

9 表1中「J8528-8(H14)」を「J8528-8(H16)」に改め、別紙199を別添のように改める。